## 別紙1

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることと なっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している